

四国一周サイクリング分割完走ツアーイベント事業委託仕様書

1 事業目的

四国4県が連携して「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて取り組んでいる中、核の事業となる四国一周サイクリングは、一周約1,000kmのロングライドであり、一度で完走できず、途中から再スタートして完走することが困難なエントリー者もいることから、自転車積載専用バスを利用した、分割完走ツアーを実施することで既存のエントリー者の完走を促すとともに、新規エントリー者の獲得にも努め、四国へ何度も訪れてもらえるよう誘客促進を図る。

2 事業期間

契約締結の日から令和8年3月末まで

3 委託業務

(1) 業務詳細

以下の内容に係る一切の業務を実施すること。

自転車積載専用バスを活用した分割完走ツアーを実施することで、現在、完走できていないエントリー者及び一度で完走することが困難なエントリー者の完走を促す。

① 四国一周サイクリング分割完走ツアーの運営及び実施

(ア) ツアー内容の要件

- ・分割完走ツアーの募集に関するプラットフォーム（HP等）を造成すること。
- ・分割完走ツアーを4回以上実施すること。
- ・四国各県を1泊以上宿泊する行程とすること。
- ・自転車積載専用バスを活用した行程とすること。
- ・実施する4回以上のツアーすべてに参加することで、四国一周の完走達成ができるようなツアー内容とすること。
- ・サイクリング中にサポートできる体制（サポートカー等）を整備し、実施すること。
- ・参加者に対し、ヘルメットの着用を義務付けること。
- ・参加者に対し、道路交通法等の各種法令の遵守を促すこと。

② ツアー参加者へのアンケート実施

(ア) アンケートの実施

【調査項目（案）】

- ・四国一周を完走していない理由
- ・今回分割完走ツアーに参加した理由
- ・ツアー内で消費した金額及びその内容
- ・ツアーの満足度（良かった点）
- ・ツアーの改善点

(イ) アンケート結果の分析

- ・回収したアンケート結果をもとに次回以降のツアー催行に向けての改善点を分析すること。

(2) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに事業実績報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、四国一周サイクリング分割完走ツアー事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 サイクリングアイランド四国推進協議会

(事務局：愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局自転車新文化推進課内)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、協議会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、協議会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議の上、処理することとする。

5 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協議会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、協議会と協議の上、処理するものとする。